

スクラム

12月の綱領 「真実」

「真実」とは、嘘や偽りが無いこと。本当のことという意味です。

毎日の生活の中で、失敗したりルールを破ったりしたときに、嘘をついて誤魔化そうとしてしまうのは、誰にでもあることです。確かに失敗した後、注意されるのはいい気分ではありません。しかし、「真実」に行動できる人は、自分の失敗を素直に認め反省して同じ失敗をしないように努力して自分を成長させています。

それぞれの業界でトップに立っている人は、「真実」に行動することを大切にしている人が多いです。野球のイチロー選手やボクシングの井上選手、パナソニックを作った松下幸之助さん。有名な方々は、「真実」を大切に行動しています。

三国中の生徒の中にも、「真実」を大切に行動できる人はいます。1人でも多くの生徒の皆さんが「真実」を大切に行動できるように努力しましょう。

保護者の皆様へ

冬休み前にスマホルールの確認を！ ～家庭のスマホルールについて、お子様と話し合ってみませんか～

福井県安全環境部県民安全課より、下記のお知らせがありました。

県内の多くの学校で、もうすぐ冬休みが始まります。自由な時間が増えると、いつも以上にスマホに手が伸びてしまい、生活習慣が乱れることも心配されます。内閣府の調査によると、家庭内のルールの有無に関する認識について、子どもと保護者の間でギャップが生じているようです。これを機会に、もう一度家庭でのスマホルールを話し合ってみませんか。

インターネット利用に関する家庭でのルールについての親子間におけるギャップ(内閣府 R4.3)

	小学生（10歳以上）		中学生		高校生	
	青少年	保護者	青少年	保護者	青少年	保護者
ルールがあると認識	77.3%	88.4%	70.0%	82.0%	39.5%	65.4%

◆ルールの設定例

ア 使用する時間のルール

<例> ・ゲームとネットを合わせて、使っているのは1日2時間までとします。

- ・夜9時以降は使いません。 など

※学期中とは異なり、冬休み中は日中スマホを使用する生徒もいると思います。使用時間のルールは、**お子様としっかりと話し合いながら決めましょう**。また、フィルタリングやOSの利用時間の制限機能などを利用するのも効果的です。

イ 使用する場所のルール

<例> ・家の中ではリビングで使い、自分の部屋には持って行きません。

- ・夜はリビングで充電します。 など

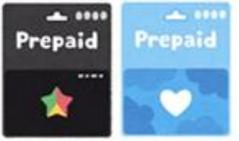
※家庭内の使用場所や夜間の保管（充電）場所。特に夜間は、**自室ではない場所に置く**ようにする方が使用時間を守る上でも良いかもしれません。

ウ お金についてのルール

<例> ・ネットで買い物やお金のやり取りをする時は、保護者の許可を得ます。

- ・ゲームへの課金はしません。
- ・ゲームへの課金は、上限〇〇円までとします。 など

※特に、お年玉などお子様が自由に使えるお金が増える時期になりますので、買い物やゲーム等への課金を「認める」か「認めない」かのルール作りも重要です。もし認めるのなら、上限額や支払い方法、購入前の保護者の了解などは必須です。



エ 利用マナーやモラルについてのルール

<例> ・公共の場で利用する時は、ルールやマナーを守ります。

- ・食事中には使用しません。歩きスマホはしません。
- ・自分や友だちの個人情報（名前・住所・学校名など）や写真は公開しません。
- ・自分が言われて嫌な事や悪口はSNSやメールで送られません。 など

※リアル（現実）でダメなことは、「ネット」でもダメということをお子様と確認しましょう。

オ 犯罪などに巻き込まれないためのルール

<例> ・SNSやメールは実際に会ったことのある友だちだけにします。

- ・SNSやメールで知り合った人とは絶対に会いません。
- ・他人にIDやパスワードは絶対に教えません。
- ・フィルタリングを勝手に解除しません。 など



カ ルールを守らなかったときのルール

<例> ・ルールを破ったときは、保護者が〇日間預かります。 など

キ 困った時の相談について

<例> ・変わったことや困ったことが起きたら、必ず保護者に相談します。など

※子どもの言葉に耳を傾け、コミュニケーションをとり、何かあったときに**子どもから相談できる雰囲気**を作っていくことが大切です。



もしトラブルに巻き込まれたら…

<相談窓口>

□いじめ問題などの相談窓口（児童生徒／保護者対象）

文部科学省 24時間子供 SOS ダイヤル **0120-0-78310** (受付時間：24時間)

□インターネット上の誹謗中傷、無断掲載などの相談窓口

法務局・地方法務局 子どもの人権 110番 **0120-007-110**
(受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分)

□生活の安全や不安に関する相談窓口（児童生徒／保護者対象）

最寄りの警察署または警察相談専用電話 **#9110**
福井県警察の少年相談窓口（ヤングテレホン **0120-783-214**、**0776-24-4970**)
(受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分)

□チャイルドライン（18歳以下の青少年対象の相談窓口） <http://www.childline.or.jp>

0120-99-7777 (受付時間：毎日午後4時～午後9時)

□買い物などでお金についてのトラブル

消費者庁 消費者ホットライン **188**

【参考】・内閣府「ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること」

<http://keiei.edu-c.open.ed.jp/naikakufusiryounettonokiken.pdf>

